**２０２４年２月９日**

**権利擁護検討部会での活動のまとめ**

**権利擁護検討部会長**

**弁護士早田賢史**

１　部会での活動について

　　当部会での活動にあたっては、

1. 権利侵害の実例などについて、障害者自立支援協議会における把握に努める
2. 権利侵害とまでいえない場合でも、権利擁護が必要な場面であるのに権利擁護が受けられていないケース（例えば、当事者や家族、支援者の誤解により見過ごされているケース等）の把握に努める

との観点から、活動を行ってきた。ここでいう『権利擁護が必要な場面』は、権利の侵害の程度が弱いなどのために意識されていなかった、あるいは見過ごされてきた場面であり、障害当事者や支援者自身ですら、『権利擁護が必要な場面』だと認識していないために見過ごされてきたように思われる。

そこで、権利侵害があったのかどうかそのフォローや改善のための対応がなされているかという観点だけでなく、権利擁護が必要なのに見過ごされている場面も多いのではないか、という観点から、この『権利擁護が必要な場面』をいかに洗い出していくかという点に留意しつつ、活動を行ってきた。

２　セミナーの実施（２０２３年１２月１１日）

　上記の問題意識を広く周知し共有していくために、部会内での検討や議論の他に、セミナー（『人として当たり前にもっている権利について考えてみた』）を実施した。

　このセミナーでは、部会長が、法的な観点（憲法上の人権）から、権利侵害とは別に、法律上守られるべき権利利益がある、という点について話した。とくに、自己決定（権）、表現の自由、知る権利、平等権などについて、例を上げつつ話した。

　また、三浦会長からは、多くの臨床の経験を有する精神科医としての立場から、支援者自身の『自己覚知』が十分かなど、多くの観点からの話しをした。自己覚知がなければ、修正や改善などはなかなか見込めないことから、どう自己覚知を促していくのかという点など話している。

　権利擁護をどう図るのか、という点について、内容的な観点からの話しとそのための手段方法という観点からの話しと切り口の違う話ができた点では、他と違う研修ができたのではないかと考えている。

　なお、今回のセミナー実施後に参加者にアンケートを実施しているが、アンケートで頂いた意見、コメント、批判などについて、権利擁護検討部会や協議会の活動にどうフィードバックし、生かしていくのかは今後の検討課題と考える。　　　　　　以上